

監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定、並びに神奈川県内広域水道企業団監査基準（令和2年神奈川県内広域水道企業団監査委員告示第1号）に基づく監査を実施したので、同法同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和8年9月28日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 栗谷 静哉

同 西 義行

- 1 監査の種類 財務監査及び行政監査
- 2 監査の対象 財務監査：令和7年度における財務事務
行政監査：令和7年度における事務事業（財務監査の対象を除く。）
- 3 監査の範囲
 - 総務部 総務課、企画調整課、デジタル推進課、職員課、財務課、
契約検査課
 - 浄水部 浄水課、水運用センター、西長沢浄水場、相模原浄水場、
伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、飯泉取水管理事務所、
社家取水管理事務所、広域水質管理センター
 - 建設部 事業計画課、建設課、用地課、電機課
- 4 監査の期間 令和8年5月12日から令和8年9月3日まで
- 5 監査等の着眼点（評価項目）等
 - （1）財務監査 予算の執行、収入及び支出、会計事務処理、契約、工事並びに財産及び物品の管理の状況等の着眼点をもって監査を実施した。
 - （2）行政監査 事務事業が関係法令に準拠し、その目的に応じ適正に計画され執行されているか、社会情勢に応じた改善是正が図られているか、事務処理が能率化されているか等の着眼点をもって監査を実施した。
また、「調整池等の清掃・点検業務について」をテーマとして設定し、計画的な実施、具体的な実施内容及び清掃・点検結果の取扱いの観点から監査を実施した。
- 6 監査の結果
 - 監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、監査を実施した範囲において、おおむね適正に行われていると認められた。